

地域主権改革における国出先機関の  
移管推進に関する要請

平成 23 年 10 月 5 日

関西広域連合

民主党政権は、政権交代以降、地域主権改革を「改革の一丁目一番地」に掲げ、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにするため、「国の出先機関の原則廃止」などに取り組むことを定めた「地域主権戦略大綱」を閣議決定するなど、地方の意向も踏まえながら、地域主権改革を推進してきた。

また、同大綱を受けて閣議決定された「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」において、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を推進するとともに、広域的实施体制の在り方について、広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備するとされたことを踏まえ、地域主権戦略会議等で議論を重ね、広域連合制度の活用を前提にするとされた。

にもかかわらず、野田内閣発足以降、関西広域連合を国の出先機関の移管の受け皿とすることに対して、政府内から疑問視するかのような発言がなされるなど、国の出先機関改革が後退しているのではないかと大いに危惧される情勢になりつつあると懸念している。

このため、関西広域連合としては、移管後の組織や事務執行のあり方等について国と地方の双方が納得できる制度設計を進めていくこととしているので、政府におかれても、以下のとおり、強い政治的リーダーシップにより着実に国の出先機関の移管推進を図られるよう強く要請する。

## 記

### 1 「国出先機関は原則廃止する」との基本姿勢で改革に取り組むこと

平成 22 年 6 月 22 日に閣議決定された地域主権戦略大綱では「国の出先機関の抜本的な改革に当たっては、改革の理念に沿って、「原則廃止」の姿勢の下、ゼロベースで見直すこと」とされた。

これに沿って、「国出先機関は原則廃止する」との基本姿勢で改革に取り組むこと。

### 2 関西広域連合を受け皿とすることを前提に協議を進めること

広域連合は、民主的に選出された執行機関や議会を有する地方公共団体であり、現行法上でも、国からの事務・権限の移管を想定した制度であること、また、安易な解散・脱退ができる制度ではなく、関係省庁が懸念するような不安定な組織ではないことから、広域的实施体制については、広域連合制度の補完

を行いつつ制度設計がなされることが、現実的なアプローチであるというのが共通認識だったはずである。

これに沿って、これまでどおり、民意を反映したガバナンスを持つ広域連合制度を前提に、必要に応じてその補完を行いつつ制度設計すること。

### 3 平成 24 年通常国会に法案提出というスケジュールで取り組むこと

平成 22 年 12 月 28 日に閣議決定された「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」では、「平成 24 年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て 26 年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す」とされた。

これに沿って、人員や財源の移管など国と地方の協議を具体的に進め、来年通常国会に法案を提出すること。

平成 23 年 10 月 5 日

#### 関西広域連合

連 合 長	兵 庫 県 知 事	井 戸 敏 三
副連合長	和 歌 山 県 知 事	仁 坂 吉 伸
委 員	滋 賀 県 知 事	嘉 田 由 紀 子
委 員	京 都 府 知 事	山 田 啓 二
委 員	大 阪 府 知 事	橋 下 徹
委 員	鳥 取 県 知 事	平 井 伸 治
委 員	徳 島 県 知 事	飯 泉 嘉 門